

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

元夫から養育費が 支払われません。

Q

養育費のご相談です。大学同期の夫と6年付き合ってから結婚し、子供が二人できました。もともと互いの家が結婚に反対で、親がそれぞれ地方にいたので、子育ては親を頼れず、子供は一人で止めるつもりでしたが、二人目が年子でできました。そのことも不和の原因になったのですが、夫は家事育児に非協力的で、と言うと俺はちゃんとやっていると怒り出し、毎日けんかが絶えず、私も神経をすり減らすし、このままでは子供のためにも良くないと、話し合っ

て協議離婚したのが4年前。今、子供は11歳と10歳です。

離婚時、夫は俺を信用していないのかと怒りましたが、人の勧めもあって、公正証書(強制執行認諾文言付き)を作りました。慰謝料・財産分与なし、養育費は各大学を卒業するまで1人月3万円(協議の上増額可)。面会交流は月1回の約束でしたが、仕事との両立で私はへとへと、夫も要求してこないし、子供も父親を忘れてしまったようだし、養育費だけもらって助かるわくらいに思っていました。ところが、です。1年ほど前から振り込みが遅れがちになり、ここ半年は全くありません。携帯も番号を変えた様子、悪いことに巻き込まれていないか心配になって、人づてに聞いてみたところ、会社は辞めていないが、再婚して子供もいるようです。このまま支払ってはもらえないでしょうか。

まずは請求の文書を出すことをお勧めします。

A

離婚は今や日本でも三組に一组の高率です。子供がなかったり、大きくなってからの離婚だと養育費は生じないけれど、そうでない場合は大きな問題です。厚生労働省調査によると、離婚時に養育費を取り決めないケースは半数に上るらしく、取り決めても、その後支払いが滞るのがやはり半数。つまり約束通り支払う夫は4人に1人。ご相談者のケースはよくあることと言わなければなりません。

元夫(義務者)の給与は年約500万円、妻(権利者)の方が約600万円とのこと。子供さんが二人とも14歳以下の場合、養育費の目安は月4〜6万円です(ちなみに子供の年齢が上がっても元夫の年収が増えない限りあまり増えません)。そのうちの多い方で取り決めたわけですね。このまま子供が大学を卒業するまでの間1人当たり3万円を払ってもらえれば家計のずいぶん足しになったはず。さあ、どうしますかね? 元夫はあえて無視をしているというより、再婚して子供もいれば、単に新しい生活で手一杯なのかもしれません。もちろん再婚相手の収入の有無・多寡によって事情は異なりますが、再婚に当たって、養育費の支払い義務があることを話さない人も結構いるし、正直に話した上で養育費減額請求調停を起こしてくることもありますが、何も言っていないですものね。

このままでは納得しづらいことと思います。幸い公正証書があるので、給料に強制執行をかけることはできるのですが、限度額は基本的に手取り額の4分の1(44万円だと11万円)、将来にわたって取ることはできませんが、会社に居づらくなって、非常に恨まれることと思います。そこでその前に、まずは新しい住所(戸籍の附票から調べられます)宛にご本人かあるいは弁護士名で請求の文書を出してみるのがお勧めです。話し合っ

て減額も仕方なしとなれば納得せざるをえませんが、いくらなんでもゼロということはないです。面会交流と養育費支払いは連動しないので、面会交流なしだから養育費免除などということもないですよ。